

合理的配慮とは

障がいの有無によらず、すべての人の人権を平等に守れるよう、全体のバランスを取りながら、一人ひとりの特徴や場面に応じて生じる困難を取り除くための調整や変更を行うことを「合理的配慮」といいます。

障がいがあるから不便ではなく、障がいのない人を前提に作られた社会の仕組みが障壁であり、その障壁を除いていくことが必要です。また、障がいがあることを理由に、不当な対応をしてはいけません。誰もが自由に選択し生きる権利があります。

障がいがある方にとっても、その配慮が望んでいないものであれば、それは合理的な配慮とはいえないということです。障がいの有無によって優位性が出ないように配慮する必要があります。配慮を必要としていても、どうしてもそれが実現できない場合は、代替の案など、工夫を凝らして配慮ができないか検討する必要があります。

例えば、2階建ての建物で、2階に大会議室があり、1階には小会議室があります。エレベーターが無く、2階には階段を上っていただくしかありません。エレベーターを設置出来れば一番良いのですが、建物の構造など様々な理由により設置することが出来ません。

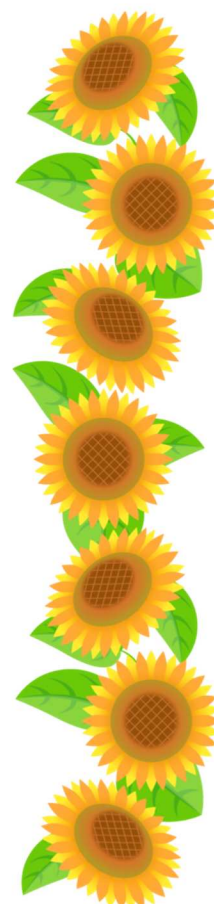
この場合、足の不自由な方が会議で来られた際に、2階に上っていただくのは困難なので、会議の参加者数などを考慮した上で、1階の小会議室で会議を開催するといったように、ちょっとした配慮や工夫で、完全ではありませんが、改善できる事もあります。

四国中央市では令和3年9月に『四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例』を制定しています。この条例は、障がいに対する理解を促進するとともに、市・市民の皆さん・事業者の責務を明記し、共に安心して暮らせる愛ある社会の実現を目指したもので、合理的配慮の提供や、障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図っております。

社会の中では、既にいたる所に合理的配慮がなされています。しかしながら、一人ひとりの特徴や場面に応じて生じる困難を取り除くことが出来ているかといえば、まだまだそうではありません。大掛かりな事は個々では大変ですが、身の回りにあるちょっとした配慮からでも、皆さんが幸せに過ごせる社会を目指していきましょう。

りんぽかん かわのえ隣保館だより

2022年7月発行号



かわのえりんぽかん
川之江隣保館

令和4年6月3日金曜日に、川之江隣保館運営審議会を開催いたしました。新型コロナウイルスの影響により、書面開催が続いておりましたが、2年ぶりの川之江隣保館での開催となりました。この審議会では、令和3年度の川之江隣保館での事業報告を行い、令和4年度の運営方針や事業計画の審議を経て、承認されました。

今年度もより一層、地域に根差したコミュニティセンターとして、相談事業や、生活福祉等

に関する総合的な事業及び関係諸機関との連携を密にして、人権・同和問題の解決を速やかに図ってまいります。

今年度もより一層、地域に根差したコミュニティセンターとして、相談事業や、生活福祉等

に関する総合的な事業及び関係諸機関との連携を密にして、人権・同和問題の解決を速やかに図ってまいります。

今年度もより一層、地域に根差したコミュニティセンターとして、相談事業や、生活福祉等

に関する総合的な事業及び関係諸機関との連携を密にして、人権・同和問題の解決を速やかに図ってまいります。

かわのえりんぽかん
川之江隣保館
TEL:0896-28-6254
FAX:0896-28-6254



がつ 7月 かわのえりんぼかん 行事予定

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、予定が変更されることがあります。

日(にちようび)	月(げつようび)	火(かようび)	水(すいようび)	木(もくようび)	金(きんようび)	土(どようび)
					1	2 ・キッズプラス
3	4 ・貯筋体操(ひまわり) ・健康体操(山根会)	5 ・太極拳	6 ・貯筋体操(スイートピー)	7 ・貯筋体操(ひまわり)	8	9 休日開館日 ・識字学級 ・卓球クラブ
10	11 ・貯筋体操(ひまわり) ・健康体操(山根会)	12 ・太極拳	13 ・貯筋体操(スイートピー)	14 ・貯筋体操(ひまわり)	15	16 休日開館日 ・キッズプラス
17	18 海の日	19 ・太極拳	20 ・貯筋体操(スイートピー)	21 ・貯筋体操(ひまわり)	22	23 休日開館日 ・卓球クラブ
24 休日開館日 ・識字学級 ・生命尊重読書会 ・キッズプラス	25 ・貯筋体操(ひまわり) ・健康体操(山根会)	26 ・太極拳	27 ・貯筋体操(スイートピー)	28 ・貯筋体操(ひまわり)	29	30
31						

お知らせ

隣保館の利用について

隣保館を利用する際には、新型コロナウイルスへの感染予防の徹底をお願いしております。

- ①一階ロビーで検温してください。
- ②一階ロビーで手指の消毒をしてください。
- ③次の症状があるときは、休んでください。

- ・いつもよりも熱が高いとき
- ・体がだるいとき
- ・咳がでるとき

- ④使用した、イス、机、その他用具類は、消毒液を使って消毒してください。

- ⑤換気のために窓を開けて活動してください。

※来館の際には、マスクを着用してください。

川之江隣保館長

悩んでいることはありませんか？

隣保館は、いつでも人権に関わる悩みを相談できる窓口です。「職場でのハ

ラスメント」「職場や学校に行けない」など何でも相談してください。